

解説

浦野 広明

税理士、立正大学法学部客員教授

長谷川 元彦

税理士

原 陽一

全国商工団体連合会
運動・政策局次長

マイナンバーはいらない! まる監視社会への懸念

確定申告が始まり、マイナンバー拒否についての問い合わせが「金曜日」にも寄せられている。マイナンバー制度の本格運用が始まってから4年。今後、個人情報の紐付けが加速し、監視社会が強まる懸念もある。あらためて、制度への疑問と懸念にこたえる。

Q1 確定申告をする際、マイナンバー(個人番号)を記載しなくても問題ないですか?

A 記載しなくても問題ありません。税務署がマイナンバーの記載がないことをもって

税務関係書類を受理しないことはありませんし、記載しないことによる罰則や不利益もありません。これは確定申告に限らず、奨学金や雇用保険の申請などの公的書類についても同じです。国税庁をはじめとした関係省庁は、未記載による罰則や不利益はないとしており、私たちに個人番号を記載する義務はないのです。

ただ実際は、役所の窓口で記載を求められた、記載が義務かのよう説明をされた、というケースも発生しています。こうした問題が起きるのは、「番号法」(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の立て付けが巧妙であるが故です。同法は、番号の利用促進について、地方公共団体には責務(5条)、事業者には努力義務(6条)があるとしています。このため、個人に記載の義務はないのですが、公務員や事業者などの立場からすると、個人番号の記載を求めざるを得ない状況です。記載を拒否すれば内定が取り消しになるのではないかと、いう新卒採用者の懸念など、雇用主との関係性などにおいて、記載したくないという意思表示をするのが難しいケースもあり、記載が間接強制になってしまっているという問題も起きています。

間接強制を避けるためのひとつの手段としては、全国商工団体連合会がウェブサイトにあげている「私はマイナンバーを提出しない旨の宣言書」という名前のワードまたはPDFファイルをダウンロードして、必要事項を記入し、関係書類と一緒に提出するという方法があります。窓口や企業でも、本人の意思確認ができれば、それ以上、マイナンバーの記載を求めにくるようなことはありません。

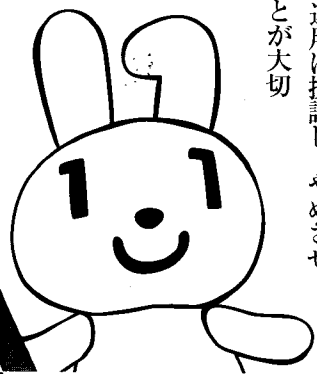
ダウンロードページへは、以下のQRコードを読み取りアクセスしてください。QRコードが読み取れない場合は、<https://www.wenzshoren.or.jp/mynumber>を直接入力。



Q2 今後も、未記載による罰則や不利益は生じないのでしょうか。

A すでに不利益が生じています。「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(障害者等のマル優)やNISA(少額投資非課税制度)の申し込みの際、個人番号を記載しないと書類を受理してもらえません。これはマイナンバー制度の本格運用が始まった2016年に施行された改正租税特別措置法と改正所得税法によるものです。NISAの非課税期間は最長5年ですので、NISAを持ち続けようとするすべての人が個人番号の提示を強制されていくことになります。

政府は、非課税制度は「優遇措置」であるとして、番号記載の強制を正当化しています。このような不当な運用に抗議し、やめさせていくことが大切です。





Q&Aで再確認! 確定申告でも 利用拡大で強

A 総務省の発表によると、今年1月20日時点での「個人番号カード」の交付率は15%、交付枚数は約1900万枚に

来年3月からは「個人番号カード」の保険証利用が始まります。情報の紐付けがどんどん加速していくのではないかと心配です。

Q4

とどまっております。当初の目標(昨年3月までに約8700万枚交付)を大きく下回っています。カードの普及は進んでおらず、マイナンバー制度は頓挫しているようにも見えますが、マイナンバーへのおさまな情報の紐付けは着々と進んでいて、今後も紐付けされる個人情報は増えていくので、むしろ危険な状況と言えます。政府は昨年6月に、2022年度中にほぼすべての住民が「個人番号カード」を保有していることを想定した方針を決定しています。2020年度予算案では、「個人番号カード」の交付にかかる事務費用の補助などに約1400億円が計上されており、大幅な利用者拡大が目指されています。そのため、消費増税に伴う景気対策という名目で、「個人番号カード」

「ド」によるポイント還元がスタートします。ポイント還元事業のための20年度予算案は約2500億円にも上ります。これだけ普及率が低いにもかかわらず、巨額な予算を投じるのは税金の無駄遣いではないでしょうか。来年3月からは「個人番号カード」を健康保険証として利用できるようになるほか、23年頃までに戸籍事務にマイナンバー制度を導入することも計画されています。さらに、預貯金口座や医療情報などへの紐付けも進む可能性がります。

一人ひとりが個人番号に反対の意思を示し、かつての住基ネット(住民基本台帳ネットワークシステム)の時のように、制度を形骸化、無効化させていくことが重要となります。

A

事業者には課されているのは努力義務です。無理に収集する必要はありません。努力した結果、集められなかった

事業者には課されているのは努力義務です。無理に収集する必要はありません。努力した結果、集められなかった

現段階では、取り扱わないことに対して、個人情報保護委員会から指導が入ったという話は聞いたことがありません。逆に、取り扱っている企業での情報漏洩に対して、同委員会が指導に入るケースは複数あります。

Q3

情報漏洩のリスクを考えると、事業者としてマイナンバーを収集することに不安があります。

のであれば仕方がないのです。努力はしたが、従業員の理解が得られなかった、と説明すればすむことです。個人番号を預かってしまうと、安全管理措置を講じる義務が発生し、管理システムのための資金や管理者が必要になり、多大な費用負担が生じます。このため、企業によっては、マイナンバーを取り

扱わないと宣言しているところもあるようです。現段階では、取り扱わないことに対して、個人情報保護委員会から指導が入ったという話は聞いたことがありません。逆に、取り扱っている企業での情報漏洩に対して、同委員会が指導に入るケースは複数あります。